

浄化槽維持管理契約書

『J-NET 一括契約』

収入
印紙

お客様控

浄化槽の保守点検・清掃（以下「維持管理」という）について、_____（以下「甲」という）は、
（以下「乙」という）と、松山衛生事業協同組合（以下「丙」という）と、浄化槽の維持管理を次のとおり契約する。

【契約概要】

契約金額	¥	内訳	保守点検料金	¥
			清掃料金	¥
浄化槽設置場所	松山市			
人槽	型式	処理方式		
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日（初回点検日より1ヵ年）			
支払い方法	E-NET（自動引落） 一括・分割6回・その他（ ）			

※詳細についてはJ-NET契約申込書を参照

（目的）

本契約は、浄化槽の維持管理を円滑に実施することにより環境保全に寄与するものである。

（信義誠実の義務）

第1条 乙、丙は、業務を実施するにあたっては、甲の指示に従い浄化槽法（以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、誠実適正に委託されたそれぞれの業務を履行しなければならない。

2項 甲、乙、丙は本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、誠意をもって協議するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、浄化槽の維持管理に係る業務を次の条項により、丙に委託する。

- 作業内容 ① 丙は、次項に定められた浄化槽の維持管理のスケジュール、並びに法令に基づく各種報告書の作成及び提出、担当者への指示、指導を行う。
② 乙は、次項に定められた浄化槽の保守点検・水質管理（薬剤等を含む。）を実施するものとする。
- 事務手続等 丙は、本契約における事務手続、契約金の引落とし業務、保守点検業務の手配、清掃業務の手配、監理、各行政機関への手続、報告を行う。
また、委託業務における問い合わせや、苦情等の対応を行う。
- 保守点検 乙は、契約書裏面に定める保守点検業務を行う。
（※業務詳細については別記に示す内容にて行うこととする。）
- 清掃 丙は、契約書裏面に定める清掃業務を行う。
（※業務詳細については別記に示す内容にて行うこととする。）

（遵守事項）

第3条 乙は、業務を行うにあたっては、浄化槽法施行規則（以下「環境省令」という）に規定する有資格者に従事させる。丙は、業務を行うにあたっては、有資格者の実地もしくは、指導監督の基に担当職員を業務に従事させる。

2項 乙は、環境省令第2条に定める保守点検の技術上の基準、愛媛県及び松山市保守点検業者登録条例等に基づき、浄化槽の保守点検、その他浄化槽の機能維持のための必要な作業を行う。

3項 丙は、環境省令第3条に定める清掃の技術上の基準に基づき清掃を行う。

（委託料）

第4条 甲は、乙、丙に対し第2条に定める業務の委託料として上記契約金額を支払う。

但し、改造、修理、交換、その他特別の事情による清掃及び作業については、本契約に含まれない。

2項 丙は、委託料金を改正する場合には、甲に対し事前に提示し、改正後の委託料金については別に作成した料金表により通知を行うこととする。

3項 期間中に消費税率の変動があった場合は新消費税率に応じて自動的に変動する。

（委託契約期間）

第5条 この契約期間は、1年間とする。

2項 契約満了日の1か月前までに、当事者が解約の意思表示をしないときは同一条件を以て、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（委託料の支払）

第6条 甲は、委託費合計額を一括払い、又は分割払いとし、預（貯）金口座自動振替（E-NET）を原則とする。その他の支払い方法については甲、乙、丙にて協議の上決定する。尚、その他の支払い方法によって掛かる経費は甲が負担することとする。

2項 預（貯）金口座振替先は、「松山衛生事業協同組合」とする。

3項 分割払いは原則として6回払いとし、契約更新月を初回として以後、隔月払いとする。

4項 分割引落し6回分割払いに係る引落とし手数料は甲にて負担することとする。

また、丙は、甲の事情により引落しのできない場合は、引落とし手数料を請求できることとする。

（権利義務の譲渡）

第7条 乙及び丙は、この契約書により生ずる権利又は義務を甲の承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（所有者の変更）

第8条 甲の事情により当該浄化槽の所有者が変更になる場合は、甲は、乙、丙に通知しなければならない。

また乙、丙は、必要な事務手続を行うこと。当該浄化槽を撤去する場合においても同様とする。

（契約の変更）

第9条 この契約書に定める事項の変更については、甲、乙、丙にて協議の上決定する。

（契約の解除）

第10条 甲は、甲の事情により契約の解除が必要となった場合は、あらかじめ乙及び丙に通知し、この契約を解除することができる。

2項 丙は、中途解約の際には、残りの契約月数分より中途解約手数料を引いた金額を、速やかに甲に返金する。

（個人情報の取扱い）

第11条 甲は、業務執行に必要とされた甲に関する個人情報については、情報の漏えい、改ざん、滅失又は、き損の防止に努めるものとする。

2項 丙は、行政機関からの報告についてのみ、個人情報を活用することができる。
（※個人情報の取扱い詳細については別記に示すこととする。）

（その他）

第12条 乙、丙が、委託業務中に故意または過失により物品を破損した時は乙、丙の責任において早急に修理若しくは取り換えを行わなければならない。

但し、甲の責任によるものと天災地変及び不可抗力と認められるものはこの限りでない。

上記契約を証するため本書三通を作成し、各自一通を保持するものとする。

契約年月日 平成 年 月 日

住 所

甲（委託者）

フリガナ

氏 名

電話番号

印

住 所

乙（保守点検業者）

氏 名

電話番号

保守点検登録番号 松山市長（登一）第 号

印

住 所 松山市南江戸3丁目2番27号

丙（維持管理者）

氏 名 松山衛生事業協同組合 理事長 沖 満枝

電話番号 089-911-5122

印

住 所

（担当地区清掃業者）

氏 名

電話番号

浄化槽法 **【抜粋】**

(昭和五十八年五月十八日法律第四十三号)

最終改正：平成一八年六月二一日法律第九二号

（浄化槽によるし尿処理等）

- 第三条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条 に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。
- 2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。

- 3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

（浄化槽に関する基準等）

- 第四条 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。
- 2 浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法 並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。
- 3 前項の構造基準は、これにより第一項の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならない。
- 4 国土交通大臣は、浄化槽の構造基準を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
- 5 浄化槽工事の技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める。
- 6 都道府県は、地域の特性、水域の状況等により、前項の技術上の基準のみによっては生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと認めるときは、条例で、同項の技術上の基準について特別の定めをすることができる。

※7 浄化槽の保守点検の技術上の基準は、環境省令で定める。

※8 浄化槽の清掃の技術上の基準は、環境省令で定める。

（設置後等の水質検査）

- 第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定するもの(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。
- 2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（設置後等の水質検査についての催告及び命令等）

- 第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の催告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による催告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその催告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その催告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（保守点検）

第八条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

（清掃）

第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

- 第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守及び浄化槽の清掃をしなければならない。
- 2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を専任しなければならない。
- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録業者(以下「登録業者」という。)に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

（定期検査）

- 第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。
- 2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

第四十八条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

- 2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 五年以内の登録の有効期間に関する事項
- 二 備えるべき器具に関する事項
- 三 浄化槽管理士の設置に関する事項
- 四 浄化槽清掃業者との連絡に関する事項
- 五 保守点検の業務を行うおとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

- 3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。
- 4 市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く。）は、第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

環境省関係浄化槽法施行規則 **【抜粋】**

(昭和五十九年三月三十日厚生省令第十七号)

最終改正：平成一九年四月二〇日環境省令第一一号

（使用に関する準則）

- (甲)
- 一 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 二 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- 三 法第三条の二第二項 又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたもの(以下「みなし浄化槽」という。)にあつては、雑排水を流入させないこと。
- 四 浄化槽(みなし浄化槽を除く。第六条第二項において同じ。)にあつては、工場排水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 五 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- 六 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 七 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 八 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 九 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(保守点検の技術上の基準) (乙)

- 一 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
- イ 第一条の準則の遵守の状況
- ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
- ハ 槽の水平の保持の状況
- ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
- ホ 単位置置及び附属機器類の設置の位置の状況
- ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位置置及び附属機器類の機能の状況
- 二 流入管きよ、インバート弁、移流管、移流口、逆流せき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の間隔ごとに、作動するようにすること。
- 六 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再びつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 十 平面脱気型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようすること。
- 十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようすること。
- 十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 十六 放流水(地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。)は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(保守点検の時期及び記録等)【抜粋】 (甲)(乙)

- 2 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者(以下この条において「受託者(乙)」という。)は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。
- 3 受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするとき(次項の規定により保守点検の記録に記載すべき事項を提供しようとするときを含む。)は、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。

(清掃の技術上の基準) (丙)

- 一 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿槽、汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
- 二 汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- 三 汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、浄化槽の汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは適正量とすること。
- 四 汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、ばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 五 汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、ばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 六 汚泥貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、必要に応じて単位置置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 七 平面脱気型二次処理装置又は散水ろ床型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、附着物を引き出し、洗浄すること。
- 八 砂ろ過型二次処理装置にあつては、砂の洗浄を行うこと。
- 九 流入管きよ、インバート弁、スクリーン、移流管、移流口、逆流せき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、附着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 十 槽内の洗浄に使用した水は、逆流ろ床槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 十一 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十二 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 十三 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

愛媛県浄化槽取扱指導要綱【抜粋】

（浄化槽の管理）

第8 維持管理

- 1 保守点検基準と委託管理
- (1)浄化槽の使用、保守点検及び清掃は環境省関係浄化槽法施行規則第1号(使用に関する準則)第2条(保守点検の技術上の基準)及び第3条(清掃の技術上の基準)に規定する基準に従って行わなければならない。
- (2)浄化槽の保守点検及び清掃は、関係業者間の連絡調整を円滑に行うため、知事に登録された保守点検業者及び管理センターに登録された清掃業者に委託して実施するものとする。
- (3)管理士は、浄化槽の保守点検に当たつては、浄化槽管理士証を携帯しなければならない。
- 2 保守点検及び水質に関する検査等
- (1)管理者から保守点検の委託を受けた浄化槽について使用開始直前(法第10条)に保守点検を実施し所轄保健所長に報告すること。また使用開始後3から5ヶ月(法第7条)及び毎年1回(法第11条)の水質に関する検査等について手続きを行うこと。
- (2)水質検査の結果、BOD値が基準を超えているものについては、その原因を追究し、適切な措置を講じたうえ、必要に応じ、再検査を実施すること。
- 第9 届出と報告
- 3 関係業者は、毎月10日までに、それぞれ下記の前月分に係る月報を管理センターを経由して、所轄保健所長に提出すること。なお、浄化槽清掃状況月報は、市町村長にも送付すること。
- | | |
|---------|--------------------|
| 工 事 業 者 | 浄化槽設置月報(様式第7号) |
| 保守点検業者 | 浄化槽保守点検契約月報(様式第8号) |
| | 浄化槽保守点検状況月報(様式第9号) |
| 清 掃 業 者 | 浄化槽清掃状況月報(様式第10号) |

（個人情報の取扱）

- 1.法令等の遵守：個人情報を取り扱う上で関係する法令、政令及びガイドライン等を遵守します。
- 2.個人情報の取得：契約者さまに関する情報は適法かつ適正な方法で取得します。
- 3.個人情報の保護：契約者様の氏名・性別・住所・電話・家族構成等については目的以外に使用することはありません。
- 4.安全対策：個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- 5.個人情報の開示・訂正等：利用者様の個人情報の照会や修正、利用制限、削除については、その個人情報に関し定められた手続きに従い、適切に対応します。さらに個人情報管理上の苦情に対しては管理者が常時対応いたします。
- 6.法的に定められている記録：保守点検及び清掃結果の記録を法令で定める期間(3年間)保持し、その後はシュレッダーにて粉砕処分等、漏洩等を防止するよう必要かつ適切な措置を講じます。
- 7.担当者：個人情報を取り扱う担当者には個人情報の安全管理が図られるよう個人情報管理を徹底し、必要かつ適切な監督を行います。職から離れた後も守秘義務を負うことに関して契約書を締結しております。
- 8.個人情報の届出と報告：浄化槽法及び浄化槽取扱指導要綱に規定される点検記録及び各種報告内容又については、行政への報告以外の目的に使用することはありません。

※但し、上記点検記録及び各種報告以外の浄化槽設置情報について行政から情報提示を求められた場合は浄化槽に関する情報に限り提供するものとします。